

議案第48号

特別区道の路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成25年6月3日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により整備される道路を特別区道の路線として認定する必要があるので、本案を提出いたします。

特別区道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように認定する。

記

路線名	起 終	点 点	幅員、延長等
葛978号	葛飾区四つ木二丁目81番の一部から 葛飾区四つ木二丁目112番19の一部まで		別紙図面表示 のとおり
葛979号	葛飾区四つ木二丁目68番1の一部から 葛飾区四つ木二丁目118番4まで		別紙図面表示 のとおり
葛980号	葛飾区四つ木一丁目37番45から 葛飾区四つ木一丁目129番1の一部まで		別紙図面表示 のとおり

葛飾区特別区道路線認定 略図

(四つ木二丁目地内)

—— 特別区道路線

----- 水路

⋯⋯⋯ 認定外道路

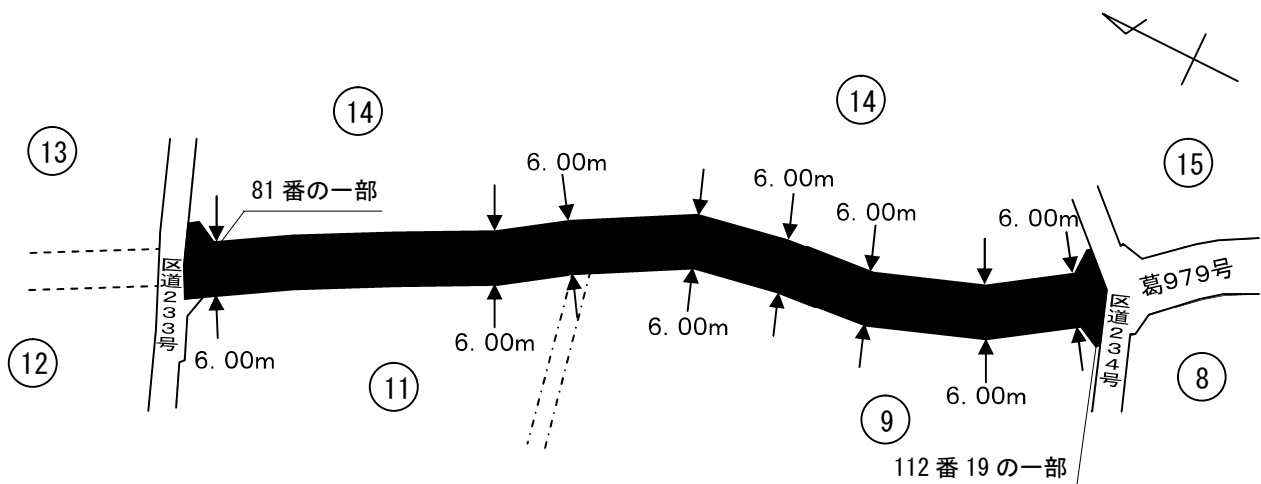
■ 新たに認定する特別区道路線 (葛978号)

幅員 6.00メートル

延長 129.53メートル

面積 790.65平方メートル

四つ木二丁目



葛飾区特別区道路線認定 略図

(四つ木二丁目地内)

—— 特別区道路線

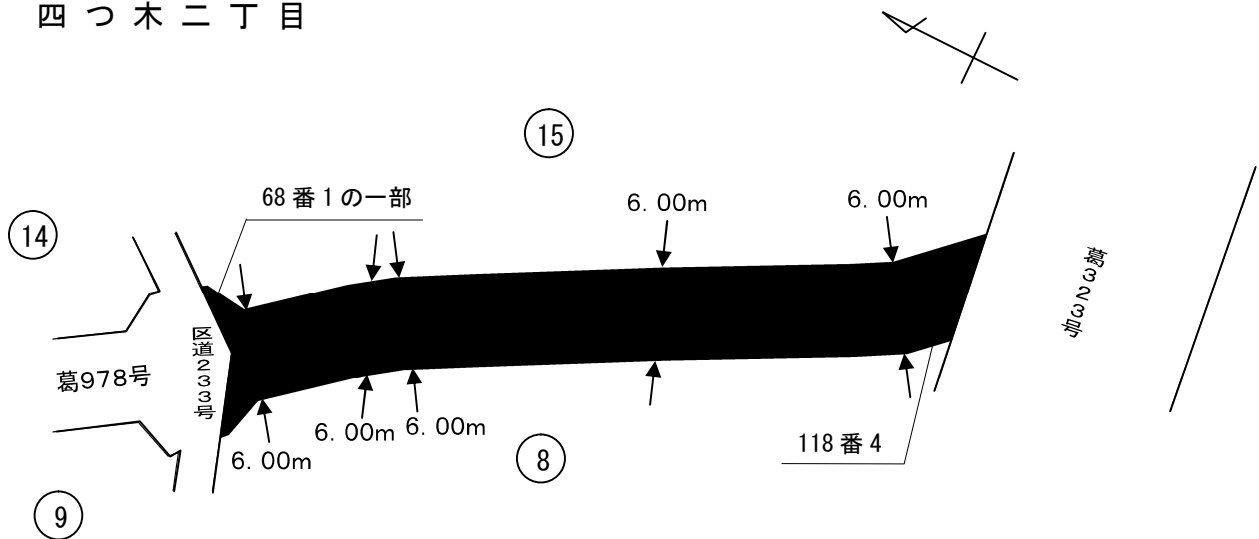
■ 新たに認定する特別区道路線 (葛979号)

幅 員 6.00メートル

延 長 52.04メートル

面 積 320.09平方メートル

四つ木二丁目



葛飾区特別区道路線認定 略図

(四つ木一丁目地内)

—— 特別区道路線

----- 水路

■ 新たに認定する特別区道路線 (葛980号)

幅員 4.15メートル～6.94メートル

延長 62.13メートル

面積 324.08平方メートル

四つ木一丁目

